

京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の  
上限変更認可申請に関する審議（7回目）

1. 日 時

令和7年2月4日（火） 10：30～11：05

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 波々伯部、高崎、藤澤、増田、廣井、藤間

4. 議事概要

- 令和6年12月12日（木）、同月19日（木）、令和7年1月9日（木）同月14日（火）、21日（木）の審議並びに1月28日（火）の申請者からの意見聴取を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請について、認可することが適当であるとの結論を得た。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。